

ゴミの自己搬入には 搬入証が必要です

宇城クリーンセンターへの自己搬入には搬入証が必要です。搬入証は、2020年度宇城市総合カレンダーに掲載してあります。必要事項を記入し、切り取って使用してください。



次の場合は手続きが必要です

- ・搬入証を紛失した場合
- ・事業所から出たごみを自己搬入する場合 ※要印鑑

手続き窓口 衛生環境課
各支所総合窓口課
☎(32)15998

特別児童扶養手当・特別 障害者手当などが改定

特別児童扶養手当と特別障害者手当などの支給額を4月分から改

定します。

手当	月額
特別児童扶養手当1級	52,500円
特別児童扶養手当2級	34,970円
障害児福祉手当	14,880円
特別障害者手当	27,350円
経過的福祉手当	14,880円

☎(32)13887

戦没者等の遺族への特別 弔慰金請求受け付け開始

請求期限 令和5年3月31日(金)
受付時間 9時～16時

場所 社会福祉課、各支所
対象 4月1日現在で支給要件を

満たす戦没者などの遺族(遺族年金などの受給権がある遺族を除く)

※事前に電話予約が必要で



☎(32)13887

- 社会福祉課 ☎(32)13887
- 三角支所 ☎(53)11111
- 不知火支所 ☎(33)11111
- 小川支所 ☎(43)11111
- 豊野支所 ☎(45)21111

三角保健センター 窓口業務を移転します

三角保健センターの窓口業務を、機能集約のために三角支所へ移転します。

※集団健診・乳児健診(4～6月)は、三角保健センターで実施。
移転日 4月1日(水)

☎(32)7100

ガソリンを携行缶で 購入する人へ

ガソリンの適正な使用と火災防止のため、2月1日から次の3つが義務付けられました。

- ①本人確認(運転免許証提示など)
- ②使用目的の確認
- ③販売記録の作成

携行缶でのガソリン購入時の 注意事項

- ・携行缶は消防法令に適合した容器を必ず使用
- ・セルフのガソリンスタンドでも必ず従業員に依頼(自ら給油することはできません)
- ・運搬時は、漏れないよう容器を密閉

☎(22)1919

犬を飼っている人へ

犬の登録・注射について

「狂犬病予防法」により、犬の飼い主には次のことが義務付けられています。

- ・犬の登録(犬の一生に1回)
 - ・狂犬病予防注射(毎年1回)
 - ・鑑札・注射済票を犬に装着
- ※引越しや譲渡などで犬の登録事項に変更がある場合や、犬が死亡した場合には届け出が必要。

飼い方について

犬を飼う場合は、最低限のしつけをし、マナーを守りましょう。

- ・放し飼いをしない
- ・しっかりつなぎ、敷地内から外に出ないようにしましょう。
- また、散歩をするときは必ず引き綱を付けましょう。
- ・フンは持ち帰る

犬のフンの放置について苦情が寄せられています。散歩前に排泄をさせましょう。散歩中にしませんでしたら、必ず持ち帰りましょう。

☎(32)15998

農業委員会への申請締切 日を変更します

農業委員会では、原則毎月10日に総会を開催し、農地法などの申請内容について審議をしています。申請締切日は総会日前月の25日ですが、4月の申請締切日を次のように変更します。

4月締切日 4月21日(水)
☎(32)13441

事業者向け

宇城市景観計画が 一部緩和されました

宇城市景観計画に関わる届け出が必要な行為の基準が、一部変更になりました。

行為の種類 大規模行為

- ・建築物の新築・増築・改築・移転・撤去、外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更

新基準

- ・高さが13mを超えるもの
- ・建築面積が100㎡を超える、かつ延床面積が200㎡を超えるもの

☎(32)16994

5月の口座再振替日

ゴールデンウィークがあるため、口座再振替日を通常月の再振替日から変更します。

税・料金などの口座再振替日
5月13日(水)

後期高齢者医療保険料が変わります

☎(32)1111(代表)

県内均一で、令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率と軽減内容が見直されます。

後期高齢者医療保険加入対象

- ・75歳以上の人
- ・65歳から75歳未満で一定の障がいがあり、認定を受けた人(任意)

保険料率

$$\frac{\text{所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除33万円)}}{\text{所得割率 9.95\%}} + \text{均等割額 被保険者1人当たり 5万600円}$$

||
保険料額(年額)
上限64万円

軽減内容 対象範囲、軽減割合

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額	均等割額軽減率
33万円以下の世帯で被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他所得なし)	7割
33万円以下	7.75割
33万円+(28万5,000円×世帯の被保険者数)以下	5割
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	2割

※均等割の軽減判定は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前です。年金所得は15万円を控除した額で判定します。

納付方法・開始時期

- 特別徴収(年金から差し引き) 4月
- 普通徴収(納付書・口座振替) 7月

サークル紹介

不知火クラブ 不知火竜道館



剣道を通じて礼儀作法や相手を思いやる気持ちを育み、心身共に成長することを目指し稽古に取り組んでいます。

初心者や運動が苦手な人も大歓迎です。

仲間を募集しています

- 日時 毎週月・水・金曜 19時～21時
- 場所 宇城市武道館(竜道館)
- 月謝 2,000円 対象 小学生以上
- ☎(080)4319-8887